各位

神 奈 川 県 川 崎 市 高 津 区 坂 戸 3-2-1 オンコセラピー・サイエンス株式会社 代表取締役社長 角田 卓也 (コード番号 4564 東証マザーズ) (問い合せ先) 取締役管理本部長 山本 和男 電話番号 044-820-8251

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年8月19日の取締役会において、以下のとおり、株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

投資単位の引下げにより、投資家の皆様により投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の 流動性の向上及び株主数の増加を図ることを目的とするものであります。

また、平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」及び平成24年1月19日付「売買単位の100株と1000株への移行期限の決定について」の趣旨を踏まえ当社株式の売買単位を100株とするため、100株を1単元とする単元株制度を採用し、これにあわせて定款の一部を変更いたします。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用により、投資単位は実質的に5分の1になります。

今回の株式分割が行われた場合、東京証券取引所の有価証券上場規程第 445 条に定める、望ましい投資単位の水準(5 万円以上 50 万円未満)を下回ることが想定されますが、当社としましては、引き続き企業価値の向上に努め、望ましい投資単位の水準への移行及びその維持に努力してまいります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割により増加する株式数 普通株式とし、平成25年9月30日(月)最終の発行済株式総数に499 を乗じた株式数とする。

(2) 分割の方法 平成 25 年 9 月 30 日(月)最終の株主名簿に記載または記録された株 主の所有株式数を、1 株につき 500 株の割合をもって分割する。

(3) 発行可能株式数 平成 25 年 10 月 1 日 (火) 付をもって当社定款を変更し、384,230,000 株

増加して385,000,000株とする。

(4) 日程

 基準日公告
 平成 25 年 9 月 13 日(金)

 基準日
 平成 25 年 9 月 30 日(月)

 効力発生日
 平成 25 年 10 月 1 日(火)

ご注意:この文書は、当社の株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関して一般に公表するための記者発表文であり、 投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売 出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いい たします。

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数 上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成 25 年 10 月 1 日を

もって単元株制度を採用し、単元株式数を100株とする。

(2) 新設の日程 平成 25 年 10 月 1 日 (火)

(参考) 平成 25 年 9 月 26 日 (木) をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1)変更の理由 上記「2. 株式分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社

法第 183 条第 1 項及び第 184 条第 2 項並びに第 188 条第 1 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 10 月 1 日(火)

をもって当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

(下線部分は変更箇所)

| 現行定款 | 変更後 |
|----------------------|--------------------------|
| (発行可能株式総数) | (発行可能株式総数) |
| 第6条 当会社の発行可能株式総数は | 第6条 当会社の発行可能株式総数は |
| <u>770,000</u> 株とする。 | <u>385,000,000</u> 株とする。 |
| 新設 | _(単元株式数)_ |
| | 第6条の2 当会社の単元株式数は、100 株と |
| | <u>する。</u> |
| | |
| 平成 15 年 6 月 13 日改正 | 平成 15 年 6 月 13 日改正 |
| 平成 15 年 7月 15 日改正 | 平成 15 年 7月 15 日改正 |
| 平成 15 年 9月 16 日改正 | 平成 15 年 9月 16 日改正 |
| 平成 16 年 6 月 29 日改正 | 平成 16 年 6 月 29 日改正 |
| 平成 16 年 11 月 19 日改正 | 平成 16 年 11 月 19 日改正 |
| 平成 17 年 6 月 29 日改正 | 平成 17 年 6月 29 日改正 |
| 平成 18 年 6 月 27 日改正 | 平成 18 年 6 月 27 日改正 |
| 平成 21 年 6月 26 日改正 | 平成 21 年 6月 26 日改正 |
| | 平成 25 年 10 月 1 日改正 |

ご注意:この文書は、当社の株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関して一般に公表するための記者発表文であり、 投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売 出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いい たします。

5. 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴う当社発行のストック・オプション(新株予約権)の 1 株あたりの行使価額の調整につきましては、下記ご参考 1 (注)1.に記載の新株式発行に伴う調整とあわせて確定次第開示いたします。

【ご参考】

1 今回の株式分割による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数
 (2) 公募増資による増加株式数
 (3) 公募増資後の発行済株式総数
 (4) 第三者割当増資による増加株式数
 (5) 第三者割当増資後の発行済株式総数
 (6) 株式分割(1株→500株)による増加株式数
 (7) 株式分割後の発行済株式総数
 (146,744,524株 (注) 1.
 (15) 株式分割後の発行済株式総数

- (注) 1.平成 25 年 8 月 19 日 (月) の取締役会において、公募による新株式発行、当社株式の売出し及び第三者割当による新株式発行を決議しております。上記ご参考 1 は第三者割当による新株式発行の発行新株式数の全株に対し、大和証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数値であります。公募による新株式発行、当社株式の売出し及び第三者割当による新株式発行に関する詳細は、本日付「新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ」をご参照下さい。
 - 2.本取締役会決議日から分割基準日までの間に新株予約権の権利行使により発行済株式総数が増加する可能性があります。
- 2 今回の株式分割については、資本金の増加はありません。

平成25年7月31日現在の資本金

3,661,325,994 円

以上

ご注意:この文書は、当社の株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関して一般に公表するための記者発表文であり、 投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売 出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いい たします。